

JR西日本による性暴力告発への報復解雇許すな

裁判所は森崎里美さんの 解雇取消判決を出して下さい



判決公判にご注目を
2014年1月23日
(木) 13時10分
大阪地裁810号法廷

みなさん、性暴力を告発したことで会社を解雇された森崎里美さんの職場復帰を求める裁判が判決をむかえます。

森崎里美さんはJR西日本で契約社員として働いていた重度脳性まひ障がい者です。2012年3月31日、JR西日本は里美さんの雇用契約を打ち切り、雇い止め解雇しました。里美さんは2007年11月、職場の上司によって性暴力を受け、裁判に訴え、一部勝訴しました。今回の解雇は上司を告発したことへの報復・見せしめです。

里美さんは、女性差別と、障がいを持った女性の労働権を問う、新たな裁判を起しました。判決に注目してください。

森崎里美さんを支える会

〒661-0025尼崎市立花町4-6-2-2D高見方

Eメール satomisaiban@yahoo.co.jp

ブログ<http://satomi-heart.cocolog-nifty.com/blog/>

争点1 セクハラ告発への報復

解雇の表面上の理由は里美さんに「勤務実績がない」とです。しかし、里美さんが職場に行けない原因を作ったのは会社です。里美さんは上司から性暴力を受け、それを告発すると逆に会社によって「セクハラ相談」に名を借りた二次被害を受けたばかりか、仕事を干され、同僚からは心無い言葉を投げつけられるなどしました。そのなかで、里美さんはPTSDⅡ心的外傷後ストレス障害とうつ病に罹患させられました。しかも解雇以前に、仕事ができるという診断書を会社に提出し、復職の過程に入っていました。そこを解雇したのですからとんでもないことです。仕事を休んでいたことなど口実にすぎず、実態は性暴力を告発したことへの報復です。

争点2 嫌がらせで二次障がい悪化

里美さんが性暴力を告発すると、会社はそれまでの親しい関係を一転させました。里美さんは会社から成績が良いということ で表彰されるなど、仕事上でも人間関係でも、極めて良好な関係を築いていました。ところが、性暴力告発後は職場の人間関係は一転し、仕事も与えられず、たまに与えられた仕事は、障がい悪化させるものでした。それまでのキーボード中心の仕事から、マウスを多用する仕事に変えられたのです。脳性まひ者にとって、マウスの操作は手や首に大きな力が入ります。そのため到手根管症候群、頸椎症を悪化させられ仕事ができなくなりまし。休んで障がいが一定回復し、仕事ができるようになったので、里美さんはリハビリ入社をしていました。ところが入社していたにもかかわらず、会社は「勤務実績がない」として解雇したのです。解雇は障がい者に対する不当な差別です。